

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

資料番号	3	担当課	産業創出課		
法令名	愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例	根拠条項	第8条	不利益処分の種類	使用許可の取消し
<p>愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例</p> <p>(違反行為に対する処置)</p> <p>第8条 知事は、公の施設の利用者がこの条例その他公の施設の管理に関する規程に違反した場合又は故意若しくは過失により公の施設を損傷し、若しくは滅失した場合は、その利用を停止させ、使用の許可を取り消し、又は原状回復若しくは損害賠償を命ずることができる。</p> <p>愛媛県産業技術研究所使用規則</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 知事は、使用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することがある。研究所の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。</p> <p>(1) この規則に違反し、又は研究所の職員の指示に従わないとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(4) 使用の許可の条件に違反したとき。</p>					